

ヒューマンJournal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>
E-mail: liberal@jiyuudouwakai.jp

第239号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町 2-3-2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642
編集発行人 平河 秀樹
発行日 年 4 回 (6・9・12・3 月)
定価 1 部 500 円 (送料別)
年間 2,000 円 (送料込)
振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528
口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

令和3年度幹部研修会が中止に 定期中央省庁要請行動も中止に

中央本部(会長 川上高幸)では、11月22日(月)、午前11時からの定期中央省庁要請行動は、新型コロナウイルスの感染対策で各省は対面での人数制限かオンラインとの希望から、どちらも困難と判断し中止することにし、午後2時から自由民主党本部の8F大ホールに、感染対策で600名弱の定員に全国から150名余りを集め、令和3年度の幹部研修会を開催する予定であったが、シンポジウムのコーディネーターを務める平河秀樹・中央本部事務局長が体調を



幹部研修会の中止を告げる川上・会長

崩し、回復が望み薄であることから、開会の10分前に中止を決定した。定期中央省庁要請行動は中止したが、同問題の早期完全解決にむけた要望書は各省に提出済なので、今号では要望書の鑑を掲載し、次号で各省への個別事項を掲載する。

来賓

今回は、新型コロナウイルスの感染対策として招待せず。

立ち寄られた国会議員

- 衆議院議員(本人出席のみ)
安藤 裕(京都6)▽坂本 哲志(熊本3)▽田中 英之(京都4)▽長坂 康正(愛知9)

祝電

- 衆議院議員
谷川 とむ▽柳本 顕
参議院議員
二之湯 智
前衆議院議員 木村 やよい

大阪府関係

- 知事 吉村 洋文▽自由民主党・無所属大阪府議会議員団幹事長 徳永 慎市
大阪市長 松井 一郎▽自由民主党大阪府支部連合会幹事長 同市議会議員 多賀谷 俊史▽自由民主党・市民クラブ大阪府会議員団一同

- ▽堺市長 永藤 英樹▽吹田市長 後藤 圭二▽高石市長 阪口 伸六▽阪南市長 水野 謙二▽藤井寺市

今号の内容

定期中央省庁要請行動と 幹部研修会関係	1P
幹部研修会への祝電	1P
要望書	2P
難本昌久さんの新連載、今号はお休み します	

- 長 岡田 一樹▽泉大津市長 南出賢一▽柏原市長 富宅 正浩▽撰津市長 森山 一正▽河内長野市長 島田 智明▽東大阪市長 野田義和▽羽曳野市長 山入端 創▽四条畷市長 東 修平▽寝屋川市長 条 慶輔▽大東市長 東坂 浩一▽和泉市長 辻 ひろみち▽守口市長 西端 勝樹▽松原市長 澤井宏文▽大阪狭山市市長 古川 照人▽岸和田市長 永野 耕平▽枚方市長 伏見 隆▽田尻町長 栗山 美政▽能勢町長 上森 一成▽河南町長 森田 昌吾▽太子町長 田中 祐二▽豊能町長 塩川 恒敏▽忠岡町長 杉原 健士▽岬町長 田代 堯▽千早赤阪村長 南本 斉
- 京都府関係
京都府議会議長 すがや 寛志
京都市長 門川 大作▽市議會議員 吉井 あきら
- 愛知県関係
知事 大村 秀章▽県議會議員 石塚 アポロ▽あま市長 村上 浩司

各 大 臣 様

同和問題の早期完全解決にむけた要望書

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年間に渡り続けられてきました同和対策の特別措置法が平成14年3月に失効しましたが、再び、同和問題に特化した「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。

先般、この法律の第6条に規定する部落差別の実態調査が実施され、昨年6月に調査結果が公表されましたが、私どもが主張する「今や同和問題は完全に解決の過程にある」ことが証明されました。

私どもは、この法律を拡大解釈することなく有効活用することで完全解決に繋げていきたいと思いますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、議員立法として国会へ提出される予定の「LGBT理解増進法案」、いずれの法律にも人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じるようとの記載がありますが、「人権擁護法案」や「人権委員会設置法案」が廃案になったことで実現には至っていません。

一方、国連の規約人権委員会、女子差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会などからも、国内人権機構の設置が幾度も勧告が出されていますし、平成29年7月に人種差別撤廃委員会へ提出された政府の第10回・11回の報告に対しても、平成30年8月に審査があり、その結果の総括所見が同月に採択されましたが、同じ内容の勧告がされました。

この総括所見の勧告に対して政府は令和元年9月に、「人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。なお、従前から、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部（全国8箇所）、地方法務局人権擁護課（全国42箇所）及びこれらの支局（全国261箇所）が設けられている。さらに、法務省では、全国で約14,000人の法務大臣が委嘱した民間ボランティアである人権擁護委員と協力して、人権啓発活動、人権相談及び人権侵犯事件の調査救済といった人権擁護活動を行っている」とコメントを提出していますが、これは法律でもない訓令の「人権侵犯事件調査処理規定」を持ち出での苦しい言い訳です。

また、平成26年1月に批准書を寄託したことで同年2月19日から「障害者権利条約」の効力が発生していますが、この条約にも「条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための国内機構を設置する」条項があり、他の条約と同じように実施状況の国連への報告義務があります。

第1回の報告を平成28年6月に提出されていますが、国連から令和元年10月にこの報告に対し、34項目の質問が出され、その中でパリ原則に従った独立した人権監視の仕組みを設立するためにとられた措置についての情報提供が求められていますので、総括所見でも同じような勧告が出されることが予想されます。

これらのことを勘案すれば、パリ原則に準じた簡易・迅速・柔軟に人権救済を図る目的の国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする、平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権擁護法案」を大胆に見直し、一日も早い成立を図り、国内人権機構としての「人権委員会」が設置されますようご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

令和3年11月22日

自由同和会中央本部
会長 川上高幸